

平成26年度第2回
千葉県消費者行政審議会
議事録

日時：平成27年3月17日（火）
場所：プラザ菜の花4階 楨

1. 開 会

【司会（野溝生活安全課長）】 定刻前ではございますが、皆さんおそろいのようにございますので、ただいまから平成26年度第2回千葉県消費者行政審議会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境生活部生活安全課長の野溝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。昨年8月の人事異動によりまして生活安全課長となりました。

2. あいさつ

【司会】 それでは、まず初めに、中島環境生活部長より挨拶を申し上げます。

【中島環境生活部長】 皆様、おはようございます。環境生活部長の中島でございます。どうかよろしく願いいたします。委員の皆様方には、年度末の大変お忙しい中、当審議会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。また、皆様方には、日ごろから消費者行政の推進につきまして格別のご指導を賜っていることを改めて御礼申し上げます。

最近の消費者を取り巻く状況でございますけれども、もう既にご案内のとおり、大変複雑多様化しております。そして、消費者被害も後を絶たないといった現状でございます。こうした中で、私どもとしましては、消費者行政の施策につきましては、格別の対応をしていかなきゃならないと、日々感じているところでございます。

ところで、国においてのことでございますけれども、従来の地方消費者行政活性化交付金という制度がございましたけれども、次年度からは、新たな地方消費者行政推進交付金へと制度が変更されると承っております。本年度の補正予算と次年度の当初予算を合わせまして50億円措置される見込みということで伺っております。本県におきましては、平成27年度で1億8,000万円程度の交付金が措置されると伺っておりますけれども、私どもとしましては、引き続き市町村の消費生活相談窓口への整備拡充に対する支援にご指導いただきたいと考えておりますことや、消費者問題解決力の高い地域社会づくりに向けたさまざまな取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

本日は、次年度に策定を予定しております千葉県消費者教育推進計画の策定方針などにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。皆様方には、それぞれご専門の立場から忌憚のないご意見を賜ればと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。甚だ簡単でございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

【司会】 ここで、委員の交代がございましたので、皆様にご紹介いたします。千葉県商工会議所連合会事務局長の梶村一郎様でございます。

【梶村委員】 おはようございます。改めまして梶村でございます。去年の11月の就任ということで、今回初参加でございます。ひとつご指導のほど、よろしくお願いいたします。

【司会】 ありがとうございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、議事に入ります前に申し上げます。審議会につきましては、千葉県消費者行政審議会議事運営規程第15条により原則公開となっており、議事録につきましても公開していくこととなります。ただし、審議会の決定により非公開の決定をしたときは、非公開とすることができます。本日は、2名の方の傍聴希望がございますが、本日の会議は、公開することとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【司会】 異議がないようですので、これからの会議は公開することといたします。

なお、報道機関が取材のため傍聴し、会議風景を撮影することがありますことにつきましてもご了承をお願いいたします。

これより次第に基づきまして審議に入らせていただきますが、本日の審議会には、委員14名中半数以上、12名のご出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第32条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

これからの議事進行は、千葉県行政組織条例第32条第1項の規定により、鎌野会長をお願いいたします。

なお、本審議会の議事は、消費者教育推進法に基づく千葉県消費者教育推進地域協議会を兼ねており、本日の議題は地域協議会としてご審議いただくものであることを申し添えます。

では、鎌野会長、ご挨拶と今後の進行をよろしくお願いいたします。

【鎌野会長】 年度末のお忙しい時期にご参集いただき、どうもありがとうございました。座ったままで失礼させていただきます。

本日の主な議題というか、唯一の議題と申しますのは、次年度新たに策定予定の「千葉県消費者教育推進計画」の策定方針などについてのご審議をお願いをしたいと思います。これにつきましては、消費者被害を減らすということはもちろん重要なわけでございますけれども、消費者被害が起こってから対策を講ずるということではなくて、事前に防止をする、そのためには、何と言っても非常に難しい問題は多々ありますけれども、千葉県としても消費者教育を推進していくということが必要になってまいります。そのための推進計画ということですので、いろいろなご意見を賜り、審議をお願いできればと思います。本日は、それ以外に重要な報告事項もございますけれども、時間どおり12時までには終了したいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。私の挨拶は以上とさせていただきます。

さて、これから審議に入るわけですが、初めに議事録署名人の選出をしたいと思います。議事運営規程によって、私から指名をさせていただくことにさせていただきます。

きます。議事録署名人、和田委員、お願いをします。石田委員、よろしく申し上げます。そのお2人をお願いをしたいと思います。ご承諾を得たということで進めさせていただきたいと思ひます。

3. 報 告

(1) 千葉県消費生活基本計画（第2次）の進捗管理について

【鎌野会長】 それでは、本日は、最初に報告事項の次第にあります1と2について、まとめて報告をしていただき、その後にご質問あるいはご意見を伺い、本日のメインでございます千葉県消費者教育推進計画の策定に向けて、そういう手順でやっていきたいと思ひます。

それでは、まず、事務局のほうから報告事項の(1)千葉県消費生活基本計画(第2次)進捗管理について、ご説明をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

【事務局(南澤)】 生活安全課、南澤と申します。それでは、千葉県消費生活基本計画(第2次)の進捗管理についてということでご報告いたします。資料のほうは、お手元に「議題1」と書かれた資料の後ろから3枚目ほど、51ページに「報告1」ということで資料をつけさせていただいております。こちらのほうをごらんいただきながらご説明させていただきたいと思ひます。

この基本計画は、平成25年度、本審議会で答申をいただきまして、平成26年4月に策定されました消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく第2次の千葉県消費生活基本計画でございますが、計画初年度の進捗状況について報告をさせていただくものです。

報告1の1つ目の黒丸に目標が書いてございます。目標は「消費者 元気 暮らしやすさ いちばんの ちば」ということで設定させていただいております。

2つ目の黒丸、最終目標に関する指標としまして、「消費生活に関する県民の満足度」(消費生活に関し、暮らしやすいと感じている県民の割合)を計画最終年度の30年度に50%にすることを目指しております。

3つ目の黒丸、計画の特徴として3点ほど挙げております。

1つ目として、県内の消費生活相談窓口には、年間約4万件を超える消費生活相談が寄せられており、高齢者からの相談が3分の1を占めていることから、特に高齢者の悪質商法被害の防止対策に重点的に取り組むこと。

2つ目として、「消費者教育の推進に関する法律」の趣旨を踏まえて、ライフステージに応じ、消費者が主体的に行動できる力を育てる消費者教育を推進すること。

3つ目として、県は、国、市町村、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体など、多様な主体と一層連携・協働し、消費者が直面するさまざまな課題の解決を図っていくこと。以上を主な計画の特徴として捉えています。

次に、4つ目の黒丸です。重点的課題として5つの課題を設定しております。

- 1つ目、誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり。
- 2つ目、消費者被害の防止と安全・安心ネットワークづくり。
- 3つ目、ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進。
- 4つ目、取引の適正化と悪質事業者に対する指導強化。
- 5つ目、生活関連物資の安定供給と消費生活の安全・安心の確保。

一番下の黒丸です。計画の推進体制として、庁内に副知事を本部長とする消費者行政推進本部を設置し、進捗管理を行い、結果等について、本審議会に報告を行うこととなっており、今回は、初年度の進捗状況について、庁内の関係課より報告をしてもらったものを取りまとめ、審議会の皆様にご報告させていただくものです。

次のページをお開きください。52ページ以降に主な事業についてまとめてございます。全ての事業につきましては、お手元にA4横の「千葉県消費生活基本計画に係る事業一覧」という、ちょっと字が小さくて大変見づらいんですが、こちらの表のほうに全ての事業を通じてまとめさせていただいておりますが、全ての事業183事業ございますので、ここで皆さんに全部紹介するわけにはいきませんので、主な事業ということでまとめさせていただいております。

それから、緑の冊子をお手元のほうにお配りしておりますが、こちらの26ページ以降に具体的な事業が掲載されております。こちらをあわせてごらんいただければと思います。

資料の52ページに戻っていただいて、まず重点的課題1「誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり」です。ここでは、市町村における相談窓口の充実、県消費者センター機能の充実、消費者団体組織活動の促進に関連する事業を掲載しております。

まず、市町村消費者行政推進事業についてです。市町村の消費生活相談員及び担当職員に対する研修や会議を実施し、市町村における消費生活相談体制の充実・強化を図りましたという内容です。具体的な内容としては、年に1回、市町村消費者行政担当課長会議を開催することや、市町村消費者行政担当職員及び相談員研修会ということで年4回実施し、参加人数162人となりました。

2つ目の丸、県消費者センター運営事業です。これは県消費者センターの施設の運営及び消費生活や個人情報に関する相談及び苦情の処理、商品テストなどを行いました。内容としましては、1月末時点の数字ですが、相談及び苦情処理が7,486件、商品テストは16件ということになっております。

その下、外国人テレホン相談事業、これは国際課が担当しております。県内在住の外国人が、安全で快適な生活を送ることができるよう、出入国関係から生活一般にかかわる電話相談を実施しております。相談件数は、年度末見込みで945件ということになっております。

次に、重点的課題2「消費者被害の防止と安全・安心ネットワークづくり」です。

1つ目、広報・啓発強化事業。消費者問題の周知や消費者教育・学習等に使用する資料を作成し、活用しました。皆様のお手元に、チーバ君の絵のついたクリアファイルをお配

りしていると思うんですが、そういったものを作成しまして、いろいろな啓発活動、街頭啓発などで県民に配布して啓発に努めているというものになります。

次に、消費者教育担い手人材リスト整備事業です。地域で消費者教育・学習に関する情報提供を行う消費者教育担い手人材リストの整備を行いました。現在、候補者リストの整理とか候補者に啓発資材を年2回郵送する等を行っております。

次に、重点的課題3「ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進」です。

1つ目の事業ですが、消費者に関する情報提供ということで、これは教育庁の指導課が中心となっております。具体的には、当課にございます千葉県金融広報委員会と連携しまして、金融公開授業として授業を実施しております。昨年11月に千葉商業高校で、参加者数1,074名、11月20日に、県立柏井高校で、参加者数387名の金融公開授業を実施しております。

次の2つ目の丸です。認知症サポーターの養成。これは高齢者福祉課が担当になります。認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」を市町村と連携して養成しました。

一番下の丸、県民との協働事業の実施です。これは生活安全課が担当しております。民間団体・NPO等が企画・立案し、県の委託事業として実施する県民提案事業を実施しました。本年度は16団体16事業を実施していただいております。

次の53ページが一番上です。重点的課題4「取引の適正化と悪質業者に対する指導強化」。

まず、事業者指導事業ということで、悪質な事業者に対し、厳正に指導や処分を行い、消費者被害の未然防止や拡大防止を図りました。特定商取引法対象で指導28件、処分2件という実績になっております。

犯罪抑止総合対策の推進です。こちらは警察本部担当になります。高齢者が被害に遭いやすい悪質商法に対する対策を推進するもので、悪質商法事犯について、12事件45人を検挙しました。

3つ目、健康食品等の表示指導です。これは健康づくり支援課が担当課になります。健康増進法に基づく表示を行う者に対する適正表示の啓発、指導を実施しました。事業者への個別指導29、食品延べ53回、集団指導及び普及啓発2回、88件。県民への個別指導8件、集団指導及び普及啓発14回、170件という実績になっております。

その下、食の安全推進事業。JAS法、食品表示法に基づくもの。これは安全農業推進課が担当になります。JAS法に基づき食品販売店等に対し、巡回指導を行うもので、巡回調査を500店舗、講習会の開催は14回、品種特定分析、産地判別分析の実施などを行っています。

その下、食品表示の適正化に向けた取り締まり。これは警察本部担当です。食品の衛生関係事犯や産地擬装、表示事犯等に対する取り締まりを行うもので、食品の衛生関係事犯

は、2事件、3人を検挙しました。

重点的課題5「生活関連物資の安定供給と消費生活の安全・安心の確保」です。

青少年の社会環境づくりや非行防止対策事業ということで、これは県民生活・文化課が担当になります。青少年が携帯電話やインターネットを利用したことにより、トラブルを防止し、適正な利用ができるよう広報啓発を行うということで、ここに書いてあるポスターやリーフレットなどを作成しております。また、そのほか、講演活動も80カ所で実施しております。

その下、食品安全推進事業。衛生指導課が担当になります。食の安全・安心に関する知事への提案や、総合的な施策の推進について検討を行う千葉県食品安全・安心協議会を2回、開催しております。

次に、パンフレット等による食品衛生の意識啓発。こちらも衛生指導課が担当になります。食中毒の予防などについて、食の安全・安心レポートを1回4万6,000部発行しております。

畜産物の放射性物質検査。牛肉・原乳の放射性物質検査、460検体、肉牛農家の飼育管理確認200戸などを実施しております。

一番最後です。いきいきちばっ子食育推進事業。こちらは教育庁の学校安全保健課が担当になります。県食育推進計画の策定を受け、学校における食育推進のための施策を実践するというもので、地域における食育推進事業を年3回、高等学校と連携した食育活動支援事業を年5回実施しております。

次のページをめくっていただきまして、こちらは、本計画の指標を設定しております。この指標の主なものについて、ご説明させていただきます。

上から3つ目、消費生活センター設置市町村数ということで、24年度26市であったものが、本年度は、新たに東金市と匝瑳市で新設されまして、30市に増加しております。

その下、市町村における消費生活相談窓口の開設。こちらは3.28日であったものが本年度3.47日に増加しております。

その3つ下です。消費者教育担い手人材リストの新規登録人数ということで、これまで実施していなかったものですが、新たに設定しました。消費者行政活性化基金を活用して、県でこれまで実施してまいりました県民向けの消費生活講座という講座があるんですが、そちらの受講者に対し、消費者教育の担い手となっていただくために希望者を募ったところ、210名の県民の方から登録をいただいたところです。

その2つ下になります。消費者教育に関する研修を受講した教職員数ということで、本年度、追加されまして870名になっております。その下、消費者教育・学習の担い手研修の受講者数、こちらは1,176人とそれぞれ増加しております。

それから、一番下です。住生活に関する県民の満足度ということで、こちらは60%から65.1%に増加しています。

以上のことから、初年度としましては、本計画についてはおおむね順調に推移している

ものと思慮されます。

以上をもちまして、ご報告とさせていただきます。

【鎌野会長】 どうもありがとうございました。

(2) 事業者指導の状況について

【鎌野会長】 続けて、報告の2のほうも報告していただきます。そして、その後でご質問などがあれば。では、よろしくお願ひします。

【事務局（堀切）】 生活安全課、堀切と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。資料55ページをご確認願ひます。まず、1の特商法等による不当な取引を用いた悪質事業者の指導等についてですが、本年26年度2月末時点によって、表ですと右です。事業者数で処分が1件、指導が25件、合計26件になります。そのうち、合同指導等については、関東近県と合同による指導等の件数になります。なお、今月、3月には処分を1件、指導を数件行う予定でありますので、合わせますと、本年度は合計で30件を超えるということになります。

業務停止命令1件の内容ですが、横浜市の住宅リフォーム、具体的には床下の換気扇や除湿シートの設置などの訪問販売事業者に対して、昨年9月11日に3カ月の業務停止命令を行いました。この事業者は、床下を無料で点検していますと消費者宅を訪問し、床下の換気扇工事を行った後に、工事代金を告げて契約の締結を拒否することが心理的に困難な状況で契約を締結させたというような不当な勧誘を行っていたものであります。悪質事業者に対しては、厳正な指導、処分の決定が重要と認識しておりますので、引き続き関係都県と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2の不当景品類等の防止についてです。平成26年度の事業の状況ですが、同じく表の右のほうです。本年2月末時点で口頭注意が景品関係で1件、表示関係で11件、合わせて12件となります。また、3月、今月には文書注意を1件実施しております。

次に、資料に記載はないんですが、景品表示法の一部改正がありましたので、その状況についてご報告いたします。昨年6月に不当景品類等の一部改正する法律が成立しました。景品表示法の主な改正は、行政処分、措置命令の権限を都道府県に付与するなど、監視指導体制を強化すること。もう一つが、事業者に表示等に係る適切な管理体制の整備を義務づけることなどで、これらについては昨年12月1日に施行となっております。さらに、不当な表示を行った事業者に対する課徴金制度の導入については、昨年11月に景品表示法が改正されまして、1年6カ月以内に施行となる予定となっております。これらの景品表示法の改正を踏まえて、引き続き不当な表示を行っている事業者に対し、厳正に対応していきたいと考えております。

以上で、事業者指導の概要についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【鎌野会長】 事務局から報告事項(1)として、千葉県消費生活基本計画(第2次)の

進捗管理について、それから報告事項（２）として、事業者指導の状況についてということでご説明をいただきましたけれども、特に順番は問いませんので、どこからでもご質問あるいはご意見などがあれば、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。この後の議題の消費者教育のほうにもつながっていくと思いますけれども、またそのときでもよろしいですけれども、ここで特に何かございましたら、どうぞ。

【石田委員】 消費者教育担い手人材リストの新規登録人数が210名ということで登録された方が多くてよかったと思います。こちらの方々は、実際に消費者教育の研修を受講された方ということだと思いますが、この消費者教育の受講は、高齢者に対する啓発講座とか、子供たちとか学校教育など、どのような消費者教育の研修が行われたのかということをお伺いしたいんですが。

【鎌野会長】 いかがでしょうか。

【事務局（南澤）】 担い手人材の対象の方は、消費生活講座という形で、県でカリキュラムをつかった講座を受講していただいた方で、高齢者向けとか子供向けということではなくて、広く全般的な消費生活に関する知識を得ていただくというような内容の講座を受講していただいた方になっております。

【鎌野会長】 そのほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

4. 議 題

（１）「千葉県消費者教育推進計画」の策定に向けて

【鎌野会長】 それでは、むしろこちらの報告事項のほうを先にやっていただいたほうが、そういった意味では現状が理解できると思いますので、恐らくこれを踏まえてということでしょうけれども、きょうの議題でございます「千葉県消費者教育推進計画」の策定に向けてに移っていきたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【加賀谷室長】 事務局の加賀谷と申します。よろしくお願いいいたします。調査につきましては、今年度は皆様方から調査内容ですとか、手法につきまして、いろいろとご助言をいただきましたので、どうもありがとうございました。おかげをもちまして調査結果がまとまりましたので、それにつきましてご報告をさせていただきます。

概要につきましては、お手元の資料1にまとめてございますので、まず3ページをごらんください。調査内容は、学校と地域、企業の3本立てになっております。学校はアンケート調査、地域も市町村のほうにアンケートを、企業はアンケート調査になじまないと思われましたことから個別にお話を伺っております。それぞれの回答数なんですが、学校は91校からいただきまして、内訳は小学校が48、中学校26、高校18といったような内訳になっております。地域のほうは市町村数は千葉県は54なんですけれども、複数部所から回答をいただいたところもございますので、回答総数は61となっております。企業のほうは個別にお話を伺っておりますが、4事業所から、内訳は金融が2社、小売1社、

通信1社といったようなところから伺っております。

3本とも、通常のイメージの消費者教育といえますか、子供たちですとか住民の方向への消費者教育のほかに、教職員や社員向けといったような組織の中での取り組みについても伺っておりまして、これは消費者教育推進法と国の基本方針で整理された考え方として、今回職域の取り組みを進めようというスキームが示されておりますので、調査対象として加えているものでございます。

以下、3ページの文章を読みながらご説明をいたしますけれども、数字等につきましては調査結果報告書5ページ以降の中にも記載してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

まず、学校関係ですけれども、生徒・児童に対して消費者教育に取り組んでいる学校といたしまして、全体の6割以上、65%の学校から回答をいただきました。教科としましては、一番多かったのは家庭科や技術家庭科ですけれども、2番目に公民などの社会科、3番目に総合学習という結果になっております。授業をするに当たりまして、3割の学校で外部の講師を招聘していたんですけれども、私どもにとっては残念ですが、消費生活センターに依頼した学校というのは少なくても91校のうち1校から回答をいただいたにとどまっております。外部講師の具体的な先といたしましては、警察、税務署、市役所といった地域の方々、あと、NPOとか企業など、多種多様でございました。

消費者教育を推進するに当たっての課題を伺いましたところ、複数回答ですけれども、「他の優先課題がある」という回答が37%、「教員の研修機会の不足」というのが32%、「活用できる教材が不足」というのも32%が主なところでございます。

あと、授業で活用しやすい効果が高い教材についてもお伺いしましたけれども、圧倒的に「DVD等の映像教材」を挙げていただいて95%の学校からいただきました。次が、冊子やワークシートといった紙媒体が60%といった状況でございます。

テーマのほうでは、ネットトラブルがトップで87%、その次にお金の大切さ、役割といったところが挙げられておりまして65%でございました。

学校の職員向けの消費者教育ですけれども、これは2割の学校が実施されておりまして、内容としましては、「啓発チラシ・パンフレット等の配布」というのが多かったのですが、中には教職員会議で事例の紹介をしたという学校もありました。実施しない理由としては、「時間・場所の確保が難しい」といったことなどが挙げられております。

続きまして、地域（市町村）における消費者教育ですけれども、住民向けには7割の市町村で消費者教育が実施されておりまして、内容といたしましては、複数回答になりますが、「講座・講習」、「パンフレット作成」といった一般的にイメージできるような形のものが多かったです。対象としましては、一番多いのは一般向け、特に対象を絞らないものが88%だったんですけれども、高齢者向けというのが67%ございまして、次いで小学校、中学校、高校、大学といった順に多かったです。対象を絞ったものとしては、高齢者向けの企画が多いという結果でございます。

あと、実施に当たっての課題なんですけれども、やはりノウハウ、それから講師情報というのも含めてなんですけれども、情報の不足、職員の研修機会の不足というようなことが挙げられております。ただ、各団体、いろいろ工夫をされている、あと、細かいことは中の文章にあるんですが、消費生活講座などを実施するに当たっても、寸劇のようなものを交えてですとか、そのような工夫をされて実施しているということがわかりました。

それから、住民参加のモニター制度、いわゆる消費生活モニターですとか、サポーターと言われるものなんですけれども、3割弱、11市でそういう制度がございました。

あと、活用しやすく効果がある教材も伺ったんですけれども、これについては、やはり学校と同じで、DVDなどの映像教材というのが83%の市町村から得ております。次いで紙媒体、チラシやワークシートといったものが67%という結果でございます。

職員向けの消費者教育につきましては、約4割で実施されておまして、内容としましては、研修の機会を案内するといったものが多かったです。

それから、企業さんに関してはヒアリングをいたしましたところ、かなりいろいろな取り組みを実践をされているということがわかったんですけれども、消費者教育というふうに認識はなかなかされておらず、具体的に補足をいたしますと、例えば地元紙と連携して、高齢者や一般の方向けに出前講座を実施していたり、小学校で出前授業などといったことをされておられます。内容としましては、例えば小売業の企業さんであれば食育ですとか、金融業であれば保険の生活設計に関することといった本来の事業活動の延長線の活動であったり、企業の社会的貢献として取り組まれているといった状況がございます。

社員向けにも伺ったんですけれども、消費者志向を育てるといのは企業にとっても命題としてありますので、それに関する内部研修ですとか、インターネットトラブルとか悪質な金融商法等に関しては、巻き込まれないため、もしくはコンプライアンス的な研修ということで実施されておりました。いずれにしても、消費者教育という言葉は認知度が低くて、実際に取り組んでおられても企業にとってはなじみのないカテゴリーなのかなということがわかったところです。

以上が調査結果の概要でございます。次に、調査結果を受けまして、今後の進め方と計画のイメージにつきまして、資料2を使ってご説明をいたします。めくっていただいて、44ページまでは調査結果の報告書という形でまとめたものでございまして、後ろの33ページあたりからは実際の調査票になっています。

45ページをごらんください。計画の位置づけにつきましては、前回も少し申し上げたんですけれども、1つとしては、先ほど事務局から報告をさせていただきました消費生活基本計画の重点的課題としまして、ライフステージに応じた学習機会の確保と消費者教育の推進というのを挙げておりますので、それに取り組むための具体的な計画であるという位置づけがございます。

2つ目としましては、消費者教育推進法に基づく地域計画として、千葉県の計画として位置づけたいということがございます。これらは冒頭の1の上の7行あたりで記載してお

りますけれども、これを受けまして、策定方針といたしまして、2の(1)になりますけれども、基本計画と同様「消費者の視点」というものに立ちつつ、先ほど報告で申し上げましたが、さまざまな主体、消費者、事業者、国、市町村と連携しながら推進する計画とするということでございます。それから、消費者教育推進法や、あと国の基本方針がまとまったものが出されておりますので、それらの考え方を踏まえるということに留意しながら計画を策定していきたいと考えております。

計画期間でございますけれども、来年度の策定をということですので、27年度から基本計画にあわせまして30年度までとしまして、31年度以降は時宜に応じて見直しを行っていききたいと思います。

(2)のほうは策定の手順を記載しているんですけれども、具体的には次のページにスケジュール案を書いてございますので、46ページをごらんください。この来年度の夏までに庁内の調整を行いながら原案を策定いたしまして、8月にできましたらば審議会でご意見をいただきたいというふうに思っております。さらに、10月のパブリックコメントを踏まえまして修正を行い、12月にまたご意見をいただいて、それを反映させたものを決定版として公表できればと考えております。その具体的な日程につきましては、また今後調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、計画の成果品としてのイメージなんですけれども、47ページと49ページに柱立て、このような章立てになるのかなというところをたたき台として整理をいたしました。まず、47ページの1のところなんですけれども、先ほどから申し上げております計画の基本的な性格をここで整理をいたしまして、2のところでは今回の調査結果の概要をまとめるという形になります。それからあと、ちょっと飛びますが、49ページの3番のところ、これが本物になると思うんですけれども、千葉県における今後の取り組みを述べるという構成になります。取り組みの方向性を述べる場合のポイントとしまして、(1)のところ挙げてある、ちょっとキーワード的なところなんですけれども、ライフステージに応じた体系的な実施を目指すということと、あと、消費者の方、さまざまな特性、人それぞれ違いますので、できるだけ特性に応じたきめ細かな取り組みをしていくということ、そのようなことを挙げております。

具体的な取り組みといたしましては、千葉県版イメージマップを作成しまして、今後の進め方を展望するものになるかと思うんですけれども、イメージマップというのがどういうものかということなんです、きょうの資料の中では31ページに載せているんですが、これは以前の審議会のときの資料としてもお出しをしておりますけれども、この中身は現在の県の状況を落とした試みの試案なんです、このスキーム自体は、横軸に年代をとって、縦軸に対象分野をとっているという、この枠組みは国のほうで提示をしているものなんですけれども、そこに県の状況を落としまして、今後の取り組みもこの中でわかりやすく展望できるようにしたいなと考えております。

それから、先ほどちょっと説明を飛ばしてしまいました48ページなんですけれども、これ

は今回の調査結果の参考ということで整理をしたものでございます。先ほどご説明をいたしました回答結果、学校、市町村、企業のほうからいただいたいろいろなご意見等もありましたので、それから伺える事項として、県内で特にニーズがあると思われる施策事業の方向性を表にいたしました。一番左側に先ほどご説明した現況・ニーズをざっと載せております。例えば学校ですと、教職員の研修の機会の不足ですとか、どのような取り組みがいかかわからないとか、あと、活用できる教材が少ないとか、そのような状況がうかがわれるわけなんですけれども、それをどうやって解消していったらいいのかというところを、右側に課題としてまとめておまして、今後、千葉県としてどんなことができるのかということが一番左側にあります。多分これから肉づけされていく部分があるかと思っておりますので、これにつきましても、今後、ご意見をいただければと思うんですけれども、先ほどのイメージマップを作成するに当たりまして、この表の一番右側にあります施策・事業イメージというのを特に意識しながらつくっていきたくて考えております。

資料のご説明は以上ですが、補足として、調査結果の自由回答の部分をご紹介します。資料がないので、まず16ページに学校にはアンケート調査を県の教育委員会の協力を得まして、なるべく地域がばらつくように91校からご協力をいただいたのですが、それ以外の私どもがふだんから接触するといったら変ですけれども、付き合いのあります特に熱心な先生方から伺った内容が16ページにまとめてございまして、一番上にあるんですが、やはり今の子供たちの状況、消費者意識といいますか、生活していく上での当事者意識がすごく薄いんだよということを課題ということで感じられているようでして、2番目の固まりのところなんですけれども、消費者教育というのは、非常に学習分野が広く、どういう教科でも取り扱えるし、どんな先生が担当するかというのも学校の環境によりいろいろなんですけれども、やはり共通認識としては社会に出てから役立つんだというお考えをお持ちでございます。

あとは、先ほどの教材のところにもつながるんですが、どうしても幅広で、事業展開も難しいので、時間的な制約ですとか、先生方、ご自身で教材研究をするのがなかなか難しいというところから、行政に対しては、3番目の固まりの一番下の行なんですけれども、授業キャラバンの展開ですとか、最新情報の提供、それから映像教材の提供、そのようなことが求められているところでした。

それから、市町村のほうからは、ふだんからいろいろと意見を寄せられる担当者ということで、20ページから23ページのあたりに現在の課題ですとか、苦労している点ですとか、工夫している点というのを寄せていただいております。

20ページのその他というのは、設問で「課題となっていることはどのようなことですか」ということをお聞きしまして、その他のところに出ている内容でございますけれども、例えば2番目のポツですけれども、消費者問題というのは幅広過ぎてだと思んですが、関心を持たれない、もしくは講座に来てくれる方はいいのですけれども、全くそういうことに関心のない方に、どうやって周知を行ったらいいのか、重要性を理解してもらうこと

がいいのかというのを課題として挙げています。

その下ですが、後のほうでも出てくるんですが、やはり学校現場や教育委員会の組織との連携が非常に難しいというふうに考えている担当者が多いようで、これは市町村によっていろいろなレベルといいますか、段階の差はありますけれども、なかなか連携が難しいというご意見が多いです。

あとは、工夫している点はいろいろあるんですが、例えば市町村は毎月1回、2回、広報誌を出されていますけれども、そういう中で一定のコーナーを消費生活関係ということで設けて、毎月、啓発ですとか注意喚起をしているよという工夫などが行われております。

それから、関係団体の連携の中では、やはり今後の課題である高齢者の消費者被害防止というのが特に挙げられておりますので、上から3番目、福祉部門と連携して民生委員その他関係者の方々に最近の悪質商法の傾向と対策を説明して見守りをお願いしているといった取り組みがございます。

22ページのところは、苦労している点ということなんですけれども、先ほど申し上げた教育部門との連携というのがかなり多数の自治体から上がっておりまして、23ページですけれども、行政職員としてはちょっと言いづらい点もあるのですが、人員等の問題というのがございまして、特に2つ目のポチですけれども、消費者行政の担当というのは、地域等の市町村によっては、ほかの業務と兼務ということで、予算以上に時間がとれないというところは現実として非常に厳しいところだなというところがうかがえました。補足としては以上でございます。

以上で、資料1と2の説明を終わらせていただきます。よろしくご協議をお願いいたします。

【鎌野会長】 ただいまご説明をいただきました。それでは、ご質問、ご意見、どこからでもよろしいのでいただければと思います。どうぞ。

【梅田委員】 このアンケート調査、事前にコメントを求められたようなんですけれども、今の段階になってこのようなことを言うのはおこがましいかもしれませんが、印象として、一番最初の部分にありますように、消費者教育は学習指導要領に位置づけられているので、これは当然行われているという前提で、それ以外の教育内容について、教科を発展させた授業をどういうふうにやっているかという、そういう設計になっていますけど、本来は、当然行われている部分からずっと延長でカバーすべきではなかったのかなと、直感的にそういう印象を持ちました。ひょっとしたら私のほうが誤解しているかもしれませんが、いわゆる当然に行われているであろう学習指導要領に基づく消費者教育の部分と、教科の発展させた形で行われているという、今回の調査の対象になった部分との関係を少しご説明いただきたいと思うんですが、特に学習指導要領に基づいて当然行われている消費者教育の中身を、私は把握していないというところがありますので、この部分、どなたかご説明いただけないでしょうか。

【加賀谷室長】 済みません。ちょっと説明不足なところがございます、申しわけござ

いませんが、実際に学校にお配りをした調査票が33ページからになるのですが、消費者教育というものが、まず余り知られていないのではないかといったことが一つと、指導要領における消費者教育というものが実施されているということがございましたので、その辺が、制度的なものと実際、現場の先生方がご存じかどうかというところの問題がございまして、調査票を作成するに当たって、県の教育委員会の指導課に意見を伺いまして、それで作成をいたしました。

ご指摘にありました指導要領における消費者教育の主な内容というのが、33ページの(3)になるのですが、小学校、中学校、次のページに高校があるんですが、それぞれ指導要領の中ではこのように触れられて、必ず教えるものとして位置づけはされております。この調査を行うに当たって、行政のルートから学校長経由で各学校に投げかけをしているという経緯もございまして、指導要領等はあるんだよということと、先ほど申し上げた、そうは言っても実際の現場の先生方が消費者教育という言葉をご存じかどうかという、その辺のせめぎ合いがございまして、このような言い回し、調査票のつくり方になっています。指導課の助言としては、多分こういう言い方をすれば、受け取り側の学校の現場の先生は、消費者教育というのをイメージしやすいといいますか、私どもが思っている消費者教育のイメージと近いものとして学校の先生方が受け取ってくれるだろうという経緯がございまして、このような持って回った表現になっているところでございます。済みません。ちょっと説明不足でございました。

【梅田委員】 ありがとうございます。この調査の結果として6割以上の学校がやっているというときの、この6割という評価ですけども、基本的には、学習指導要領における消費者教育を全ての学校で、何らかの形でやられていると思うんですけども、その間でも濃淡があると思うんですね。学習指導要領に基づいてやっているという範囲の中でも濃淡があると思うので、その部分も少し取り込む必要があったのかなと思うんですが、どうなのでしょう、この6割というのが発展的な教育が6割ということですので、私はちょっと過小評価なのじゃないかなという気がするんですけども、ほかの皆さん、どのようにお考えなのか。

【鎌野会長】 どうでしょうか、この学校教育における消費者教育と。ですから、この6割の中身までは必ずしもわからないんですね。今、梅田先生が言われたように、こういった学習指導要領、ここでもかなり盛りだくさんで、網羅的にはほとんどカバーされているようだけれども、直感的に、これらを全て小学校、中学校あるいは高校の先生がやっているとは、ちょっと思えないんですけども、そういった指導要領上のものと発展的なものと、中身まではこの調査からはちょっとわからないということですよ。

【加賀谷室長】 そうですね、学校の中でも学校によってかなりいろいろな状況、環境があると思いますので、一律のアンケート調査では、なかなかそのあたりは難しいかなという印象でございます。

【鎌野会長】 そうですよ、ですから県のこういう今回の事業としてやっていく中でも、

どちらかという、34ページの(4)の具体的な事例というようなことについて、梅田先生が言われるように、発展的なものというのをこういった指導要領でやるとなっていることにプラスして、あるいはそれを補うというか、十分具体的な事例と関連づけて教育されていないかもしれないので、そういったことを今回の県としての事業というか計画の中に盛り込むということなんでしょうかね。どうぞ、村先生。

【村副会長】 今のご意見に関してですが、資料の33ページ、34ページの指導要領が変わって法教育のところでは契約の基本を教えないといけないことになり、消費者教育もかなり分厚くいろいろ指導要領で教えないといけないことになったというのはご指摘のとおりなんです。現実にはどの程度、どういう形で行われているのかを踏まえて消費者教育の在り方について検討する必要があると思います。ですから、個人がイメージする内容については当然実施されているだろうという前提で検討するのは、危ないなという気がします。

私は高校の家庭科の教科書の編集の委員、実教出版の消費者教育の部分の執筆をしているんですが、そのときに、高校、中学ぐらいのいろんな教科書を見比べるわけです。教科書によって大分違う。それから、教科書のこの部分を、先生がどれぐらいの時間を使って教えているかということもあるわけです。ですから、一つの単元にいっぱいいろんなことが入っているのに1回分の授業しか当てていない。そうすると、この項目のたくさんものを全部クリアしている建前にはなるんですけど、45分か何かの授業のところでは全部先生ができるわけではないので、興味のあるところだけ教えて、あとは読んでおきなさいで終わりで、1コマだけとか、幾らもあるんです。だから、当然指導要領で決まっているからできているはずだというよりも、せめて千葉県下の小学校、中学校、高校ぐらいの採用している教科書が何なのかというのを調べて、例えば法教育の契約の部分であるとか、家庭科の教科書の消費生活の部分とかいうのがどの程度なのかということをお調べになって、このアンケートでも出ていますが、そうたくさんは時間を割いていないわけなので、そういう教科書を使って、大体1コマか3コマぐらいがせいぜいかなと思うんですけど、それ前提でどういうふうに組み立てるのかということをお考えになったほうが現実的なのではないかなというふうに思います。

あと、家庭科の教科書に書いてあって、先生が教えたから身についたというのが、私は大変怪しいと思って、要するに先生も生徒も定期試験や何かのときに穴埋めで、書けるとかいうので「できてるね」という感覚になっちゃう可能性が高いと思うんです。教科書に基づいて学校の先生が教えている。試験でクリアして単位がとれば忘れるみたいな、言っては悪いんですけど、学校教育が本当に暮らしのためになって、しっかり身につければ自分たちの役に立つと、余り子供たちは思っていないですね。というところも配慮して、当然できているというふうに考えて組み立てるのはちょっと危険なので、そのあたりのことをアンケートのやり直しということではなくて、採用している教科書とそれぞれの教科書でどれぐらい触れていてというようなことぐらいはお調べいただいて、具体的にどの程

度のことをやっているのか、やっている可能性があるのかということぐらい、お調べいただくと、先ほどご質問いただいたことも大分具体的なイメージとしてつかめるのではないかと、私は思いました。

【加賀谷室長】 私、説明の仕方が悪いのかもしれないのですが、当然できているという認識は事務局としても持っておりませんし、ただ、組織としての学校に投げかける際の記述の仕方としてこういう言い回しをさせていただいているということでございます。

ただ、先生方のご意見の中の危惧されている部分というのは非常に理解をいたしましたので、今後、計画策定もそうですけれども、実務的に学校現場とお話しをする中で生かしていきたいと思います。ありがとうございます。

【鎌野会長】 どうぞ。

【野溝生活安全課長】 ちなみに質的な調査をしておらないんですけれども、10ページに、量的な調査の結果を載せてございます。小・中・高のそれぞれの学校の授業でどれぐらいの時間数を割いているのかというのを、学校数を表示させていただいております。参考までに。

【梅田委員】 これらの発展的な事業、つまり学習指導要領に基づく消費者教育は除外されているんじゃないですか。この辺が非常に曖昧なんですよ。アンケートに答える側としては、それはもう排除されたものとして答える人、あるいはそれまで含めて答えている人がいる可能性がありますよね。

【村副会長】 小学校の教科書まではよくわからないんですけど、例えばインターネット取引についての基本とか消費者被害でこういうものが出ていますよというの、物すごく圧縮されているんですけど、それこそ30行ぐらいの中に全部圧縮して教科書の場合だと書くんですけど、書いてあるんですよ。だから、基礎と発展的と言われたときに、今、ご指摘のように、先生方が何が発展的だと、教科書に書いていないものが発展的なのか、教科書にこういう被害が出ていますよと書いてある具体的なものを補足すれば発展的なのかというイメージも、多分そんなにきれいに認識できるものではないように思うので、今、ご指摘のように、ざっくりしたイメージを、そんなにたっぷり時間は割けていないというイメージはわかりますけど、その程度のものじゃないのかなという感じを、私は持ちます。ご指摘はすごく正しいと、私もそう思います。

【鎌野会長】 どうぞ。

【高橋委員】 私、慶応大学で消費者行動論とかマーケティング論とか流通論とか教えているんですけども、その一方で、慶応の附属高校の校長をやっておりまして、高校でこういう消費者教育に関連するものに関していろんなことに取り組みをしているんですけども、この報告書の、例えば13ページに、「消費者問題に対する教材で、希望するテーマはどれですか」というのがございまして、トップに、携帯・スマホ等のネットトラブル、こういうものが掲げられています。今までの議論を拝聴していると、指導要領とか教科の中でそういうスマホ、特にSNSに対する問題等の教育を、当然情報の先生は実践してい

るわけなんですけれども、現実問題としてこれはうちの高校のみならず全ての高校でそうだと思うんですが、教科の先生を超えて非常に深刻な問題になっているんです。例えば、私の関与している高校は埼玉県にあるものですから、埼玉県の警察だったと思いますけれども、学事課との連携時だと思うんですけれども、情報セキュリティーに関する講師を1年間に限って無償で派遣してくれるという事業がございまして、私どもの高校でも1回それをお呼びしました。全校の高校生を集めて、主にスマートフォン、あとインターネットの使い方で、どんな消費者トラブルに巻き込まれていくのかとか、あるいは巻き込まれるだけではなくて、自分がどんな加害者になっていくのかというようなことを話をさせていただきまして、これが非常に好評だったんです。消費者問題、例えばお金の大切さですとか、契約の問題とか、諸々の消費者問題に関する高校生の指導というのは、当然高校の中でもできますし、家庭でもお金の使い方とか、こういうことはできると思うんですが、インターネットとかスマホに関しては、ご父兄のほうも使い方がわからないとか、息子たちがどんなトラブルに陥る可能性があるのか全く理解できないとか、あるいはSNSの書き込みに関して、ご父兄が非常に過剰な反応をしてしまうとか、具体的に深刻な問題が、多分いろんな学校であると思うんです。それを踏まえて、学校の予算で同じ情報セキュリティーの講師の方をお呼びして、父兄向けに同じようなことをやりました。これも非常に好評でして、家庭教育と学校教育が一体となってやる。

あと、もう一つは、学校の生徒だけを教育していればいいというものではなくて、先生も学習しないといけない。例えばどういう問題が学校で起きるかといいますと、どこの学校でも学園祭というのがあります。学園祭というのは、学校外からいろんな人が入ってきます。入ってきた人たちの中には悪意を持って携帯のカメラを使って写真を撮影して、それをどこかにアップしたりする。私がいるところは男子校なんですけれども、一見すると男子校はそういうことには無防備なんです。男子生徒目当てに来る他校の女子生徒を狙って悪いやつが入ってくるということもあり得るわけなんです。写真を撮ったりとか。男子校は女子がいないのでそういう問題はないだろうと、普通は思うんですけれども、学園祭になると、そういう問題が外部から持ち込まれる。これに対して教員がどう対応しているのか、先生は多分、法律のご専門だと思いますけど、逮捕してもいいのかとか、追い出しても構わないのかとか、警察にすぐ通報すべきなのか、こういう先生の対応の仕方もしっかりと学習しておかないと、非常にまずいことが起きるだろうというんで、弁護士の方を学校にお呼びして、そういう学内で発生したスマートフォンを使ったトラブルとかそういう問題に関して、先生の対応の仕方についてアドバイスをいただくような講演会を開いたりして、学校の生徒をそういうものから守るというようなことをやりました。

申しわけありません、話が長くなったんですけれども、いろんな高校にアンケートをなさるかもしれないんですが、消費者教育でどんな講演者が欲しいですかとか、そういうふうにしても、学校の側は忙しくて、どこに焦点が当たっているかという問題意識を明確に示してもらわないと、では、そういう講演者に来てもらおうというふうになかなかならな

いので、例えばスマートフォンを使った諸問題で生徒を守るために、法的な議論とか、あるいは専門家の議論を、生徒や父兄や教職員に具体的にイメージしていただくと、こういう活動というのは、より活発になるのではないかなというふうに思いました。

【鎌野会長】 どうもありがとうございました。では、どうぞ。石田委員。

【石田委員】 今、お話しいただいた件なんですけれども、船橋市では市立船橋高校という市の高校があります。そこでやはり同じようなインターネットトラブルの講座を市の消費生活センターで行いました。全校生徒に対して行った講座と、また、学年を2つに分けて2回同じ講座を行いました。合計で3回、ネットの講座を行っています。アンケートでは、消費生活センターに講座を依頼したというのがほとんどないような結果というのは非常につなかりましたんですけれども、船橋市の場合は、小学校の講座が多くて、小学生にインターネットを使ったことがある人と聞くと、全員の手が挙がります。それは学校でやっているからなんです。どういうことができますかと聞いても、みんなが答えられる。それでは、この中でインターネットにつながる機器はどれかなって、聞きますと、いろんな機器を並べているんですけれども、小学生はゲーム機もつながれば、音楽携帯もつながれば、学習用タブレットもつながれば、何でもつながるということをよく知っています。何でつながるかというWi-Fiとちゃんと答える。どこの場所に行けばつながるかということもよく知っています。ということは、みんなどこにいても同じトラブルに遭うということで講座を進めていきますと、本当に内容をよく理解していて、やっぱりこういうことが危険なんだというような話を、とてもよく理解してくれる。写真を撮ったことがある人、お父さんの携帯、お母さんの携帯、また自分の持っている機器で撮ったことがある人という、結構な人数の手が挙がってそれを誰かに送ることができる人とかという、また手が挙がる、それだけの技術が小学生にもあるんです。だから、結局、小学生がトラブルに遭うというようなことから始まって、消費生活センターには、小学生がワンクリックでという相談なんかもたくさん入ってくるんです。というと一緒に聞いていた先生とか父兄の方が、これは非常に問題ということになる。家でルールを決めてくださいとペーパーを渡しています。こうした小学校の講座がどんどん増えてきているのと、それと、保護者の方に直接講座をしてほしいということになっています。今の保護者の方はお勤めをなさっていますので、なかなか平日集まることができないため、学校のPTAのときがよいのではないかなということになっています。16ページに学校における聞き取り調査の中でも、ワンクリックなどを問題としていますので、一つ広がればかなりの割合でどんどん広がっていくのかなと感じております。

消費生活センターの相談員は、日々そういう相談を受けていますので、相談員が啓発講座に行くということは、身近に感じていただけるのかなと思っています。

それと、もう一つ、千葉県には教材がないということでかなり書かれていたんですけれども、県でつくられました高齢者用のDVDがございます。それとあと、「インターネット×リアル」というインターネットトラブルのDVDも作られています。とてもいい教材

で、これははじめの問題とワンクリックの問題とか、5つのパターンに分かれていて、それぞれの問題点をかなりDVDで説明しています。また実態としてどういうふうに使っているかというようなものが前半にインタビューの形で入っているので、とてもいいDVDです。またそれを使って啓発も行われています。

それとあと、「オトナ社会へのパスポート」という、これは県民提案事業で千葉県内の消費生活相談員の会がつくったのですが、現状で起きている若者のトラブルについてというようなものをかなり載せている。また、現在同じように提案事業で、そういう方たちが高校とかに出向いて講座を行っていますけれども、実際に相談を受けている相談員がいろんな事例を話しながら講座でお話しします。授業は、1時間または2時間になっています。悪質商法編とインターネット編と、最後にはお金の使い方、クレジットカードの使い方に分かれているものです。多分こういった情報が届いていないということかなと思います。

あと、県のほうでも、インターネットの講座については、県からもかなり派遣されて専門の方がいらっしゃるといふふうに伺っています。市のほうでも、かなり県からPTAの集まりのときに来ていただいたりとか、地域の方々について集まりに来ていただいたりというような話を伺っておりますので、そういう情報が広く知られていないということがやっぱり問題なのじゃないのかなという印象を受けました。

それとは別にもう一点あるんですけども、情報の共有というのが必要なのかなというところなんですけど、52ページで、認知症サポーターの養成ということで、認知症の方またその家族を見守る方ということでの養成を行っているということとか、53ページで、健康食品等の表示指導ということで、普及啓発なども行っているというような形で取り組みがいろいろされているということがわかったんですけども、消費生活センターには、高齢者の方がよくわからないまま、いろんな健康食品をたくさん買って飲んでいてといったような、ちょっと怖いかんと思われるような相談なんかも入ってきておりますし、また、認知症の方の消費者トラブルみたいなものもたくさん入っているので、これは行政の問題と思うんですけども、行政の中で横の連携がとれば、いろいろな情報があちこちに伝わっていくのではないかと思います。2点です

【鎌野会長】 どうもありがとうございました。

【村副会長】 資料の33ページの消費者教育の考え方のところですけど、消費者教育って何かというと、狭い意味では被害に遭わないということが一つあるんですけど、消費者教育推進法で求めている消費者教育というのは、消費者教育推進法の言葉によれば、「公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画できる消費者市民」を育てるということで、被害に遭わないという受け身といいますか、そういう教育だけではないというのが非常に目新しいところになっているかと思います。それで、今、高橋先生や石田委員からご指摘があったのは、被害に遭わないという意味での消費者教育で、これは本当にきちんとやらないと、被害に遭ってしまった後だとなかなか大変なので、被害を防止するための教育というのがどうあるべきかという視点で大変貴重なご意見だったかと思います。

例えばインターネット関係ですと、SNSだとか、タブレットだとか、音楽を聞いたりゲームをやったりする端末を買い与えたつもりなのに、実はWi-Fiで全部つながっていて、いかがわしいものともどんどんつながってしまうというような状況というのは、本当にここ二、三年ぐらいで急激に進んだものです。ですから、今、使われている検定教科書にはそこまでは書いていない。要するに検定教科書というのは、原稿をつかって、文科省の検定手続を経て、それでやっと使えますので、何年間かのタイムラグができます。私、検定教科書の執筆をしているのでよくわかるんですが、使われるころには最新情報は入っていない、ネットの世界で言うとおくれたものばかりということになります。ですから、こういったSNSを含めたネットの世界というのは、毎年毎年、物すごく大きく変化しますので、教科書で済むわけ değildirし、学校の先生の知識で済むわけはないので、警察であるとか、消費生活センターであるとか、最先端をリアルタイムでつかんでいるところの話の話を聞かなければ、今に対応できるはずがないものだろうと思います。

だから、そういう意味で言うと、極めて変化が早い部分について、そういうことに今現在、生活の中でリアルに接している人、ネットの世界であれば、子供から最近では80代のお年寄りでもサクラサイトの被害に遭ったり、何百万もつぎ込んだみたいな被害も出ていますから、年齢にかかわらずいるだろうと思います。だから、そういう部分と、もう一つはどうやって健全で持続可能な社会の形成に積極的に関与できる人間的な基盤を持った消費者市民を育てるための教育をやっていくのかという部分もやっぱり要るだろうというふうに思いますので、今、議論が両方ごちゃごちゃになってしまっているのかなという印象を持ちましたので、その両面あるということについて、それぞれどういうふうに考えていかなければいけないのか、どういうことを県としてきちんとやっていかなければいけないのかという議論をしたほうがいいのかと思います。

【鎌野会長】 大変貴重な各委員からのご意見がありましたけれども、そのほか、あります。とりあえず、私も各委員からいただいたので、ある意味では似たようなことを考えておりましたので、ご参考のために、私なりのまとめというか、具体的には、49ページの「千葉県における消費者教育への取組み」ということの(1)で、「消費者教育推進の基本的な方向及び取組みの内容」、そしてそこで「各ライフステージでの体系的な実施」と。この「体系的な実施」ということは、最初のほうには学校教育が書いてありますけれども、これは既にある程度は県のほうとしても把握しているかもしれませんが、きちっと学習指導要綱などで書かれている内容及び実際に行われている内容というのをもう一度確認をして、とはいっても、梅田先生が言われたように、必ずしも最先端の情報というところまでは及ばないだろうというようなことで、こういうことの体系的な実施については積極的に予算とか費用の問題はあるかもわかりませんが、教育現場からの委託というか要請というのを待っていないで、むしろ県のほうから、消費者センターあるいは警察、あるいは情報関係、そういったものについて働きかけるというか、ちょっと語弊があるかもわかりませんが、むしろこちらから押しかけてこういった教育あるいは講

演会とか何とか、いろんな場を利用してというようなことで、教育現場に投げかけるというか、教育現場に積極的にアプローチするということが大事なのかなというご指摘がありました。

それは教育現場だけではなくて、先ほど相談被害などの3分の1ぐらいが高齢者だということなので、それも、もう既にやられているかもわかりませんが、改めて民生委員とか、それから高齢者と最も日常的に接しているケアマネさんとか、場合によっては給食などを届ける配送センターの方とかにも、一言何かそういった被害に遭わないようにというようなことを言うていただくために、そういった方についてのアプローチをするとかという、どちらかというところ、この体系的な実施というのは、待ちの姿勢ではなくて県の側から積極的に働きかけるというような仕組み、取り組みがいかにかできるかというような、ちょっとまとめ過ぎかもわかりませんが、ご意見を賜ったと思います。

それで、ちょっと2点、各委員の先生からいろいろな経験を教えていただきましたので、私が身近に経験したところで、私は千葉大学に20年間いて、そのときに最後の10年ぐらいは何でも相談室というところで、週1回、昼休み詰めていて、千葉大の学生の相談を受ける。半分ぐらいは、私がいたから、ある意味じゃ法律の専門家だからというので、そのときに訪れたんでしょうけど、いわゆる消費者被害、あるいは先ほどの村先生から言えばむしろ加害者になりかけているというか、とんでもないことを言うんです。本で1字だけ誤植があったのに、これは欠陥商品だということで出版社などについて、いわばクレマーになりかけているというか、村先生が言われたようなきちっとした自立した消費者というか、市民の消費者という教育というのが欠落されているのかなと。これは企業の方とも関連するので、恐らく日々非常にいわれのないクレマーというのがたくさんおられると思いますけれども、そういった者を出さないという意味の教育というのも必要かなということで、やはり積極的に、ですから、私もそのときには、大学の担当者からそういった消費者センターの方とか警察の方に連絡をしてアドバイスを受けてということですが、場合によっては、年に何回かは、大学にも来ていただいて講演なり相談なりに乗っていただくというようなことも必要なのかなということを感じていた次第です。

非常に雑駁なことですが、そういうようなご意見が出たということで、何か追加するようなことは。どうぞ。

【和田委員】 私たち、今年、子供関連商品のリコールの問題を、充実ネットちばで去年なされたのを受けて、地域でそれぞれの団体がやってみました。やっぱり子供の命にかかわる事故や何かが起きているということを若いお母さんたちに知らせる必要がありますね。それは私が行って実感して思いました。ついでに親御さんの消費者被害も見守ってあげてくださいということや、今、起きている新しいいろんな事故、洗剤のキューブを飲み込んだとか、そういうようなものも含めてやってみました。今、企業が企業の社員に消費者教育をなさるといときには、そういう視点のものもぜひ入れてほしいなというふうに思っておりますので、何らかの形でそういうことができると、ぜひお願いしたいと思います。

【鎌野会長】 これも大変貴重な意見で、49ページの「場の特性に応じた消費者教育の方法」ということで、地域とか企業とか、企業の人たちに対してもそういった教育を、これも先ほどのことから言えば、むしろ積極的に行政として働きかけていくというようなことが必要ではないかということだろうと思います。どうぞ。

【丸山委員】 計画策定の中で推進体制をどうするかということが、当然出てくるかと思えます。DVDとか、いろいろありましたけれども、教育というのは基本的にはマンパワーだと思えます。23ページに、人員等の問題ということで率直に書かれていますけれども、先ほどの教育現場の調査を見ても、どうやっていいかわからない、指導者が不足しているというようなことがあったかと思えます。

そういった意味では、この消費者教育を進めるための人材育成、実行部隊、そういったものを限られた予算なりの中でどういうふうにつくっていくのか。そのためには行政だけではなくて、さまざまな団体とか、そういったところとも協力して、また、そういった協力をするためのコーディネーターの育成というのも大事になってくるかと思えますけれども、そういった強力な豊富な実行部隊、これはさまざまな資源がありますから、やり方によっては可能だと思います。そういったことを県の担当部署が司令塔になってリーダーシップを発揮して人材育成し、育成しただけではなくて、人材が活躍できるような環境整備というのは非常に重要だと思います。

例えば23ページにあるように、消費生活相談員の業務が多忙で、消費生活相談員の方というのは教育に携わる、そういう点では本当に重要な貴重な方々だと思いますので、そういった方々には、そういったことに携われるような位置づけをきちんとするとか、さまざまな工夫をして、限られた予算と財政の中で強力な推進部隊をつくるような工夫をぜひ計画の中で考えていただきたいと思えます。以上です。

【鎌野会長】 それも非常に貴重な意見だろうと思います。そのほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

【子安委員】 すばらしい意見とかじゃなくて申しわけないんですが、要するに、市民が上手に教育を受けてしっかりと犯罪も減るといふ、そこを最終目標だと思つてよろしいんでしょうか。

【鎌野会長】 そうだと思いますね。もちろん被害者ということではないんで、逆にそういったちゃんと教育を受けて、また企業に勤めるわけですから、そういうときに加害者になる可能性も十分あるのでね。ですから、村先生がご指摘のように、そういった意味では自立した消費者というか持続可能な社会をつくるためにと、そういうことだろうと。おっしゃるとおりだと思います。そういう視点も忘れないようにということだと。まずは消費者被害を防止するということなんでしょうけれども、それとともに、そういった社会を実現するといふ、そういう観点というのでも忘れてはいけなと。

そのほかに何かございますでしょうか。

【石田委員】 今、和田さんがお話しになっていた子供の被害のお話、その前に、たしか

リコール商品のアンケート調査などとか何かも一緒に……

【和田委員】 充実ネットさんでなされたのを、今度、いただいて、私たちのグループが8市でそれぞれ行って、にこにこ広場とかすくすく広場とかいう、本当に小さいお子さんを遊ばせる場所が各市にあるんですね。そういうところに行政の方のご理解をいただいて、伺って直接話しかけて一覧表を持って行ってという形でやりました。

【石田委員】 皆さんの活動って、本当に消費者教育になっているというふうにすごく感じていました。リコール商品のアンケートも、高齢者の方の集まりに出かけて行って、アンケート調査を行っていたら、高齢者の方がこういうことに注意しなくちゃいけないんだと行ってらっしゃったと聞いています。それって本当に地域の方々の消費者教育になっているんだという印象をすごく持っていたものですから、ちょっと。

【加賀谷室長】 追加で申しわけございません。県のセンターさんもかなり啓発講座なんかを、さきのネットの講座なんかも行っているという、ちょっと市だけお話ししてしまったんですけど、申しわけございません。

【鎌野会長】 県でもやられているということですね。

【加賀谷室長】 はい。

【鎌野会長】 あと事務局から、きっと報告などもあるんで、ほぼこの審議の時間というのが来ましたが、そのほかに、特にご発言いただいている方で何かありましたら。はい。

【小田川委員】 せっかく今、リコールアンケートの話が石田委員から出していただいたんですけど、49ページの3の「千葉県における消費者教育への取組み」ということで、今後の策定イメージのところなんですけども、(1)の4つ目のマルなんですけど「各団体・各機関との連携」というのがとても重要だなというふうに思いますので、ここには3つ、消費者団体、事業者団体、行政機関、教育機関と出ているんですけども、地域の連携というのがすごく幅広く必要だと感じますので、リコールアンケートのところでも、老人福祉センターであるとか、東金で行ったときには長寿会という年配の方たちがふだん集まっている場というのもすごく重要な協力をいただきましたので、各地域の連携をもう少し、こここのところではプラスしてほしいなと思いました。

【鎌野会長】 そのほか何かございますでしょうか。

【和田委員】 結局、人間が本当にちゃんと生きられる社会というのが全て消費者問題の中に入るんだろうと思うんですけども、食育の問題は、こちらには入らないんでしょうか。今、若い方の食生活がどうにも、女性はやせ過ぎ、男性は太り過ぎというんでしょうか、結局脂濃いラーメンや何か好まれていて、こういう教育というのは、食べるものの教育というのはどこでやってくださるのか。

【村副会長】 33ページ、(2)なんですけど、消費者教育推進法では、「広く、食育、環境教育、金融教育、法教育、国際理解、安全教育などを含有した市民教育としての視点で」やってくださいと。

【和田委員】 はい、そうですか。

【村副会長】 だから、食育も消費者教育ですね。

【和田委員】 書いてありますね。

【鎌野会長】 まず最初に出てきてますね。

【村副会長】 書いてありますので。

【和田委員】 はい。

【鎌野会長】 ですから、この点も十分県のほうとしてもご留意いただければと思います。

【和田委員】 被害防止がどうしても強くなるんですけども、やっぱりそういう人間を育ててしまうというのも、言ってみれば被害というか、社会のあり方だろうというふうに思いますので。

【鎌野会長】 どうもありがとうございます。大体よろしいでしょうか。非常に貴重な多くのご意見をいただきましたので、県のほうとして何かいろいろな意見を、ある意味では勝手に申し上げた感じで。

【加賀谷室長】 ありがとうございます。いろいろなご意見で、要は計画の整理の仕方の視点として、被害トラブル防止という狭い意味のものだけではなくて、消費者市民社会の形成というような広い意味合いのものに分けて考える必要があるのではないかとか、具体的にどういう手法で、例えば教科書の使い方とか、そのあたりに現況の把握をしていけばいいのではないかとか、あと、いろいろな関係者、団体があるので、連携が非常に大事であるとか、広い意味で生きやすい社会をつくるという大きな目標もあるよとか、非常にいろいろご意見をいただきましたので、今後、そういうところを計画策定に生かしていきたいと思います。

議論の補足といたしまして、県の取り組みについて、石田委員からかなりフォローをいただいていたなと思ったんですが、資料の29ページに、県が実施しています消費者教育の主な事業というのを載せております。中の(1)の学校向けというところで、先ほどご紹介をいただいた「オトナ社会へのパスポート」ですとか、あと、まさにニーズの高い映像教材なんですけど、3番の「インターネット×リアル」というものを作成しております。各学校、高等学校ですとか小・中・高に配布をしているという非常に力を入れているというところはあるんですけども、お話を伺って、私どもの反省なんですけど、どうしても一方通行で届けるだけで、なかなかその先に、先ほどの教科書の話もそうですけれども、現場でどのように使われているのかというのを把握するのが非常に難しいという状況がございまして、このあたりも届いていないのではないかとご指摘もありましたが、今後反省といいますか、整理をして把握していかなければいけないなというふうな受けとめをさせていただきました。ありがとうございました。

【鎌野会長】 どうもありがとうございました。

5. 閉 会

【鎌野会長】 本日予定をしていた審議は以上でございます。

事務局のほうにお返しをいたします。

【司会】 委員の皆様には長時間にわたりまして、活発なご意見をいただき、まことにありがとうございました。本日いただきました貴重なご意見、ご提案につきましては、計画策定にとどまらず、今後の業務にぜひ活かしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成26年度第2回千葉県消費者行政審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

(了)